

令和6年6月25日

社会福祉法人 長久福社会
介護事業グループ

介護職員処遇改善加算の「見える化要件」について

令和6年度の介護報酬改定におきまして、介護職員の更なる処遇改善として、「介護職員処遇改善加算」（以下処遇改善加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の処遇改善加算のⅠ～Ⅲまでを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記の「見える化要件」に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

■処遇改善加算対象事業

介護老人福祉施設（ユニット型）、地域密着型介護老人福祉施設（3か所）、（介護予防）短期入所生活介護（3か所）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（1か所）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（2か所）

■加算の取得状況

介護職員処遇改善加算Ⅰ

■職場環境等要件の実施する取り組み

◇入職促進に向けた取り組み

- ・事業者の共同による人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

◇両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・業務やメンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

◇腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック等の健康管理対策の実施
- ・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◇生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・5 S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

◇やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

以上